

令和 7 年度 第 2 回

上島町農業委員会 議 事 録

令和 7 年 5 月 16 日

開	会	令和7年5月16日 13時30分		
閉	会	令和7年5月16日 14時25分		
開	催 場 所	上島町岩城総合庁舎 2階 大ホール		
現 地 見回り	日 時	① 5/12 13:30	② 5/14 14:00	③ 5/14 14:00
		④ 5/12 13:30	⑤ 5/12 13:30	⑥ 5/14 14:00
		⑦ 5/12 13:30	⑧ 5/12 13:30	⑨ 5/12 13:30
		⑩ 5/14 14:00		
	農業委員 推進委員	① 田中 一富 委員	② 村上 啓祥 委員	③ 村上 穂 委員
		④ 田中 一富 委員	⑤ 田中 一富 委員	⑥ 村上 穂 委員
		⑦ 田中 一富 委員	⑧ 田中 一富 委員	⑨ 田中 一富 委員
		⑩ 村上 穂 委員		
	事 務 局	① ～⑩ 田名後高広		
	出 席 委 員	古本 貢 委員	小西 佳子 委員	西原 邦彦 委員
		砂川 正治 委員	仲平 まゆみ 委員	田中 一富 委員
		村上 穂 委員	児玉 昭一 委員	岡辺 恒一 委員
		森本 隆人 委員	村上 啓祥 委員	濱本 等 委員
		竹川 修 委員		
欠 席 委 員	平岡 修 委員	青木 俊樹 委員		
職務のため出席した者の氏名	黒瀬 智貴	松浦 孝志	田名後 高広	
	砂川 雅栄			
議 事 録 署 名 人	田中 一富 委員	砂川 正治 委員		
議 事 の 概 要	日程第1	会議録署名委員の指名について		
	第1号議案	農業振興地域整備計画変更の諮問について(岩城)		
	第2号議案	農地法第4条許可申請について(弓削下弓削)		
	第3号議案	非農地証明申請について(生名)		
	第4号議案	農地法第3条許可申請について(岩城)		
	第5号議案	農地法第3条許可申請について(岩城)		
	第6号議案	農地法第3条許可申請について(生名)		
	第7号議案	農地法第3条許可申請について(岩城)		
	第8号議案	農地法第3条許可申請について(岩城)		
	第9号議案	農地法第3条許可申請について(岩城)		
	第10号議案	農地法第5条許可申請について(生名)		
	その他	前回の総会審議案件の処理状況について 他		

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
(開会)	事務局長	定刻前ではございますが、皆さんお揃いですので、ただ今より、令和7年度第2回上島町農業委員会総会を開会致します。
		本日は、平岡推進委員、青木推進委員が欠席です。本日の出席委員数は、農業委員8名、推進委員5名です。上島町農業委員会会議規則第6条の規定により過半数の農業委員が出席しておりますので本会は成立いたします。
		それでは、はじめに古本会長より招集の挨拶をお願いします。
会長挨拶	会 長	(開会挨拶)
	事務局長	これより上島町農業委員会会議規則第4条により会長が議長を務めます。
日程第1	議 長	それでは議事に入る前に 日程第1、議事録署名委員を指名致します。田中委員、砂川委員、よろしくお願いします。
第1号議案	議 長	それでは議案審議に入ります。第1号議案、農業振興地域整備計画変更の諮問について事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		今回の申請は、農用地の転用は原則不許可になっておりますので、農用地を外して転用可能な第2種農地とするものです。町は農業委員会と農協へ農用地除外の意見を求めた後、愛媛県と農業振興地域整備計画変更の事前協議を行い、県の同意後、申請者から農地法第5条許可申請が提出され、再度、農業委員会総会で審議していただきます。本申請にかかる農業振興地域整備計画法の農用地除外の要件ですが、①農用地以外の土地とすることが適当で申請地以外に代替する土地がないこと。②農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないこと。③効率的かつ安定的な農業経営体の農用地利用集積に支障を及ぼす恐れがないこと。④土地改良施設の機能に支障を及ぼす恐れがないこと。⑤農道等の基盤整備事業完了後8年以上を経過していること。以上の全ての要件を満たしており、農用地除外の計画変更は適当と判断されます。第1号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認された田中委員の説明を求めます。
	田中委員	5月12日に事務局と現地確認に行きました。畑に今のところ何も植わっていない状態ですが、代替地がないということで仕方がないと思います。
		以上です。
	議長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
審 議	各委員	(意見なし)
	議 長	それでは、第1号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
採 決	各委員	(全員挙手)
	議 長	全員賛成ということで、町から諮問された第1号議案に係る変更(案)に意見がない旨答申します。
第2号議案	議 長	それでは、第2号議案、農地法第4条許可申請について事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		本転用申請にかかる農地法の要件について、まず、「一般基準」については、(1)農地の全てを確実に事業の用に供すること(法第5条2項3号)については、土地利用計画図のとおり、全体を使用する計画となっています。
		①事業者の資力・信用はあるかは、資金計画書・資金証明書のとおりで
		す。②農地を農地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかについては、該当ありません。③転用に必要な他法令の許可の見込みについては、該当ありません。(2)周辺の営農条件に悪影響を与えないこと(法第5条2項4号)については、被害防除措置計画書に記載のとおり、周囲の営農に対し影響ありません。以上、「一般基準」の要件は満たしていると判断されます。続いて、「立地基準」は、農用地区域外農地となっており、役場庁舎など公益的施設から約300m以内の距離にある第3種農地に該当し、原則として許可する農地であると判断されます。第2号議案の説明は以上です。続いて、愛媛県に進達する場合、親子関係が分かる戸籍謄本と息子の事業計画書が必要となりますので添付して、受理後は進達をいたします。以上です。
	議 長	現地確認された村上啓祥委員の説明を求めます。
	村上啓委員	5月7日水曜日に事務局と現地確認に行きました。現地は下弓削の住宅の一角にあり、静かで風光明媚な場所です。農地法第4条第1項の規定による許可申請については何ら問題ないと思われます。以上です。
	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
審 議	各委員	(意見なし)
	議 長	それでは、2号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
採 決	各委員	(全員挙手)
	議 長	全員賛成ということで、本申請が適切であるとの意見書を添えて、県に進達します。

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
第3号議案	議 長	それでは、第 3 号議案、非農地証明申請について事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		非農地として判断する基準として国から示された「農地法の運用について」のその土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当し、「農業振興地域制度に関するガイドライン」の当該土地を農用地から除外する条件として、①農業振興地域整備計画の達成のための一体的な土地利用に支障を及ぼすおそれがない土地であること。②周辺の農業用施設等の機能に支障を及ぼす恐れがないこと、また周辺の農用地等において土砂の流出・崩壊等の災害を発生させる恐れがないことなど、周辺の農業生産に悪影響を及ぼす恐れがない土地であること。以上のことから、非農地の認定基準に該当していると判断されます。第 3 号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認された村上穂委員、岡辺委員、村上啓祥委員の説明を求めます。
	村上穂委員	14日、事務局、岡辺、村上啓祥委員と現地に行きました。察しのとおり、20 年間以上放置しており、元に復旧するというのは困難と思われます。非農地としての申請をしていいと思います。以上です。
	岡辺委員	14日、事務局、村上穂委員、啓祥委員と現地確認に行きました。写真のとおり、現地は雑木が生えて段々畑の痕跡はありますが、耕作地として再利用するには無理と思われます。今回の非農地申請はやむを得ないと思います。以上です。
	村上啓委員	事務局、村上穂委員、岡辺委員と現地確認に行きました。20年以上耕作しておらず、雑木等が繁茂し農地への復旧は著しく困難であると思います。よって、非農地の証明の申請は妥当であると思います。以上です。
	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
審 議	各委員	(意見なし)
	議 長	それでは、3号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
採 決	各委員	(全員挙手)
	議 長	全員賛成ということで、非農地である旨証明します。
第4号議案	議 長	それでは、第 4 号議案、農地法第3条許可申請について、事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
		農地法第3条の許可基準について、次のいずれかに該当する時は許可されません。①権利を取得しようとする者が、申請地含む全ての農地を効率的に耕作すると認められない場合。②権利を取得しようとする者が、原則年間150日以上農作業に常時従事すると認められない場合。③権利取得後の耕作内容や農地の位置・規模がその周辺地域の農地の集団化、農作業の効率化など、農業上の総合的な利用に支障をきたす恐れがあると認められる場合となっており、不許可の全て要件に該当しないとの判断です。
		第4号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認された田中委員の意見を求めます。
	田中委員	5月12日、事務局と現地確認に行きました。現在もきれいに手入れされた柑橘畑で、生前贈与で息子さんに手渡すということで何も問題ないと思います。以上です。
	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
審 議	各委員	(意見なし)
	議 長	それでは、第4号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
採 決	各委員	(全員挙手)
	議 長	全員賛成ということで、許可といたします。
第5号議案	議 長	それでは、第 5 号議案、農地法第3条許可申請について、事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		農地法第3条の許可基準については、第4号議案の許可基準と同じです。不許可の全て要件に該当しないとの判断です。第 5 号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認された田中委員の説明を求めます。
	田中委員	5月12日、事務局と現地確認に行ってきました。ほとんどの畑がきれいに耕作されているので、借り受けても何も問題ない状態です。以上です。
	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
審 議	各委員	(意見なし)
	議 長	それでは、第 5 号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
採 決	各委員	(全員挙手)
	議 長	全員賛成ということで、許可といたします。
第 6 号議案	議 長	それでは、第 6 号議案、農地法第3条許可申請について、事務局から説明を求めます。

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
	事務局	(内容説明)
		農地法第3条の許可基準については、第4号議案の許可基準と同じです。不許可の全て要件に該当しないとの判断です。第6号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認された村上穂委員の説明を求めます。
	村上穂委員	14日、事務局と現地確認に行きました。現地写真のとおり、現場が整地管理されており、いつでも耕作可であると判断します。以上です。
	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
	仲平委員	ご本人の住所が横浜になっていますが、現地に家があるということでしょうか？
	事務局	譲受人の方ですが、こちらの写真の反対側の方に譲渡人名義の家があって、畑とセットで購入済みです。時々こちらへ来てはいますが、こちらへ譲受人が移住できない理由が、百歳近い年齢のお父さんがおり、今すぐの移住が難しいということです。このような言い方は失礼なんです、お父さんがお亡くなりになられたら、こちらに移住するそうです。以上です。
	議 長	他に、ご意見、ご質問はございませんか。
審 議	各委員	(意見なし)
	議 長	それでは、第6号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
採 決		(全員挙手)
	議 長	全員賛成ということで、許可といたします。
第7号議案	議 長	それでは、第7号議案、農地法第3条許可申請について、事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		農地法第3条の許可基準については、第4号議案の許可基準と同じです。不許可の全て要件に該当しないとの判断です。第7号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認された田中委員の説明を求めます。
	田中委員	12日、事務局と現地確認に行ってきました。持ち主がバラバラで、数回に分けて申請をしないといけないだけで、回りに木を植えたりしているので何も問題ないです。以上です。
	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
審 議	各委員	(意見なし)
	議 長	それでは、第7号議案を賛成の方は挙手をお願いします。

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
採 決	各委員	(全員挙手)
	議 長	全員賛成ということで、許可といたします。
第8号議案	議 長	それでは、第8号議案、農地法第3条許可申請について、事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		農地法第3条の許可基準については、第4号議案の許可基準と同じです。不許可の全て要件に該当しないとの判断です。第8号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認された田中委員の説明を求めます。
	田中委員	12 日、事務局と現地確認に行ってきました。第7号議案の続きで、もともとこの一帯を借りるような形になっているので、バラバラで 1 つずつ申請しているだけなので何ら問題ないです。以上です。
	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
	仲平委員	登記事項のところなのですが、名義が違うようですが手続きをしてなかったということでしょうか？
	事務局	すみません、亡くなられたご主人の名義のままですね。この場合、相続人が必要となるので、保留で来月に回させていただきます。
	砂川議員	ちょっといいです？ 第7号議案のところで、現在、借入地が 33,300 m ² となっているんですが、これあと 1,700 も足さんといけんのんじゃないんかと思うんですが。
	事務局	こちらは、まだ許可が下りてなくて、書類を作成した時点での面積ですので、許可されたら足されます。
	議 長	こちらの議案は、保留として次回に再審議いたします。
第 9 号議案	議 長	それでは、第 9 号議案、農地法第3条許可申請について、事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		農地法第3条の許可基準については、第4号議案の許可基準と同じです。不許可の全て要件に該当しないとの判断です。第9号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認された田中委員の説明を求めます。
	田中委員	12 日、事務局と現地確認に行きました。ここも一緒に、もともと借りるようにならなくて、この部分だけ今はまだ雑木林状態ですが、刈り取ってやってもらえると思いますので、何ら問題ないです。以上です。

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
審 議	各委員	(意見なし)
		それでは、第9号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
採 決	各委員	(全員挙手)
	議 長	全員賛成ということで、許可といたします。
第10号議案	議 長	それでは、第10号議案、農地法第5条許可申請について、事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		本転用申請にかかる農地法の要件について、まず、「一般基準」については、(1)農地の全てを確実に事業の用に供すること(法第5条2項3号)については、土地利用計画図のとおり、全体を使用する計画となっています。
		①事業者の資力・信用はあるかは、資金計画書・資金証明書のとおりです。②農地を農地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかについては、該当ありません。③転用に必要な他法令の許可の見込みについては、該当ありません。(2)周辺の営農条件に悪影響を与えないこと(法第5条2項4号)については、被害防除措置計画書に記載のとおり、周囲の営農に対し影響ありません。以上、「一般基準」の要件は満たしていると判断されます。続いて、「立地基準」は、農用地区域外農地となっており、役場庁舎など公益的施設から約300m以内の距離にある第3種農地に該当し、原則として許可する農地であると判断されます。第10号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認された村上穂委員の説明を求めます。
	村上穂委員	14日に事務局と現地確認に行きました。写真のとおり、現況は農地で、そこにストックハウスといいますが、倉庫を置くということです。その他の状況、主な変更はありません。事務局、地名その他についてはいいですか？
	事務局	はい、いいです。
	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
審 議	各委員	(意見なし)
	議 長	それでは、第10号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
採 決	各委員	(全員挙手)
	議 長	全員賛成ということで、本申請が適切であるとの意見書を添えて、県に達します。
(閉 会)		それでは、以上をもちまして、令和7年度第2回農業委員会総会を

